見　積　依　頼　書

下記のとおり見積合わせに付します。
令和8年10月27日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局埼玉県情報通信部長
米田　稔

記

1　見積合わせに付する事項
(1) 件　　名　自動車車検整備等2
(2) 数 量 及 び 規 格　別紙-1　仕様書のとおり
(3) 納入(履行)場所　埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
関東管区警察局埼玉県情報通信部
(4) 納入(履行)期限　令和9年1月15日(金)
(5) 見積書提出方法等　見積合わせ事項書で示す様式の見積書に見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載し、下記の締切日時までに提出すること。
(6) 電子調達システムの利用
本案件は、「電子調達システム」(政府調達(GEPS))対象調達案件である。ただし、「電子調達システム」により難い場合には、紙による見積書の提出ができるものとする。

2　見積合わせに参加する者に必要な内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)
なし

3　契約条項を示し、仕様書等の交付を行う場所等
(1) 場　　所　埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
関東管区警察局埼玉県情報通信部　通信庶務課　(埼玉県庁第2庁舎9階)
問合せ先　　電話番号　048-832-0110(代表)
(2) 交付方法　本公告日から上記3(1)の所在地において交付する。ただし、「電子調達システム」(政府電子調達(GEPS) https://www.p-portal.go.jp/)から入手することもできる。
(3) 日　　時　令和8年10月27日から令和8年11月16日まで
(官庁執務時間内、土日祝日を除く)

4　見積書の提出方法及び締切日時
(1) 提出方法　4(2)に示す期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、「電子調達システム」により難い場合には、3(1)に示す場所に、同期限までに提出しなければならない。
(2) 提出期限　令和8年11月16日(月)　16時00分

5　見積合わせ日時
令和8年11月17日(火)　10時00分

6　支払条件
履行完了後、適法な請求書を当部が受領した後、30日以内に国庫金の振込払とする。

7　その他
(1) 荷造運賃等は請負業者の負担とする。
(2) 見積金額は消費税を除いた額を記載し、一円未満の端数がある場合は切り捨てとすること。
(3) 見積合わせの結果の公表は、電話での対応も受け付けることとする。

8　問合せ先
(1) 契約に関すること　関東管区警察局埼玉県情報通信部　通信庶務課　経理係
電話番号　048-832-0110
(2) 仕様書に関すること　関東管区警察局埼玉県情報通信部　通信庶務課　資材係
電話番号　048-832-0110

見 積 合 わ せ 事 項 書

1　契約担当官等

分任支出負担行為担当官

関東管区警察局埼玉県情報通信部長　米田　稔

2　調達内容

(1)　件　名

自動車車検整備等2

(2)　数量及び規格

別紙－1　仕様書のとおり

(3)　契約期間

契約締結日から令和9年1月15日（金）

(4)　履行場所

受注者指定場所（埼玉県庁半径10㎞圏内）

3　見積りの方法

(1)　見積りは、本調達に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。

(2)　契約締結に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額（車検にかかる自賠責保険料及び自動車重量税（非課税分）を除く）の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積合わせに参加する者（以下「参加者」という。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3)　契約の相手方となった者は、速やかに見積内訳書（消費税金額を含む）を提出しなければならない。なお、見積書の提出時に内訳書の提出を行ったものは、再度の提出を求めない。

4　契約の相手方の決定方法

契約の相手方については、参加者に必要な資格、その他の要求要件をすべて満たし、当該参加者の見積価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

5　参加者に必要な資格

(1)　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3)　警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4)　警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6　見積書提出場所等

(1)　契約条項、仕様書等を交付する場所及び日時

場　所　下記期間中に、「電子調達システム」で行う。ただし、電子調達システムにより難い場合は、見積依頼書3にて交付を行う。

日　時　令和8年10月27日（火）から令和8年11月16日（月）まで

（官庁執務時間内、土日祝日を除く）

(2)　見積書等の提出場所及び期限

場　所　下記期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより難い場合は、見積依頼書3（1）に示す場所に、同期限までに提出しなければならない。

期　限　令和8年11月16日（月）　16時00分まで

（官庁執務時間内、土日祝日を除く）

(3)　見積合わせ日時

令和8年11月17日（火）　10時00分

(4)　見積書の提出方法

①　見積書は、期限までに見積もり提出期限までに、「電子調達システム」にて提出すること。ただし、「電子調達システム」により難い場合は、参加者又はその代理人が持参、郵送若しくは電子メールにより提出すること。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による見積りは認めない。

②　見積書の様式は問わないが、別紙－2の内容を満たすものとし、宛名、件名等に抜けがないこと。

③　見積書は、社印及び代表者印を省略することができる。この方法による場合は、見積書の発行権者及び事務担当者それぞれの氏名及び連絡先を明記すること。

④　参加者は、その提出した見積書の引換、変更又は取消をすることができない。

(5)　見積書の無効

①　本事項書に示した参加資格のない者及び参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書は、無効とする。

②　次の各号の一つに該当する見積書は、無効とする。

ア　金額を訂正した見積書

イ　誤字、脱字、脱漏、汚染、塗末等により意思表示が不明確な見積書

ウ　不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる見積書及びその疑いのある見積書

エ　同一の見積合わせについて、2通以上提出された見積書

(6)　見積合わせ

①　参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。

②　見積合わせは、見積合わせ日時に電子調達システムで行う。

③　見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、当部が選定した者へ再度の見積りを依頼することができる。

7　契約書作成の要否

会計法令等に基づき、契約金額により、契約書又は請書が必要な場合は作成する。

8　その他

(1)　見積書の作成、提出等に係る費用は、すべて参加者が負担すること。

(2)　都合により見積合わせを取りやめることがある。

(3)　契約の相手方を決定するために、参加者に対し追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。

(4)　契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5)　支払については、発注者の検査に合格し、請求書を受領した日から30日以内に届け出の日本銀行指定金融機関へ振り込む。

(6)　作業はすべて仕様書等に基づくものであり、発注者が行う検査を受けなければならない。

9　電子調達システムに関する問合せ先

調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク

電話　0570-000-683（ナビダイヤル）

03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）

時間　平日9:00～17:30

（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）

電子調達システム　https://www.geps.go.jp/

別紙－１

仕　様　書

件　　名　　自動車車検等整備2
整備車両　　別表のとおり
契約期間　　契約締結日から令和9年1月15日(金)
　　ただし、継続検査(車検)(以下「車検」という。)を実施する車両については、車検満了日までに車検を行うこと。
履行場所　　受注者指定場所

1　概要

本仕様書は、関東管区警察局埼玉県情報通信部(以下「甲」という。)が発注する「自動車車検等整備2」(以下「車検等整備」という。)に適用するものとし、車検等整備に関する法令に定めるもののほか、本仕様書によるものとする。

2　作業内容

(1)　道路運送車両法第48条に基づく定期点検整備、同法第62条に基づく車検とする。
(2)　受注者(以下「乙」という。)は、道路運送車両の保安基準及び本仕様書に基づき当車両の安全及び機能を維持する上で必要となる車検等整備を行うものとする。
(3)　乙は、本仕様書に基づく車検等整備により、本仕様書に無い当該車両の安全及び機能を維持する上で修理、交換を必要とする故障箇所を発見した場合は、甲へ報告することとする。
(4)　車検等整備の点検項目及び指定する消耗品の交換部品は別表のとおり。
(5)　自動車重量税は、当該車両の額を乙が代行納付すること。
(6)　自動車損害賠償責任保険料は、当該車両の額を乙が代行納付すること。
(7)　乙は契約締結後に、継続検査申請書を甲に配布し、甲は継続検査申請書へ記載し、押印のうえ、速やかに乙へ提出する。

3　検査

下記の書面をもって検査を行う。
(1)　道路運送車両法に基づく車検については、自動車検査証、点検済検査標章等
(2)　道路運送車両法及び自動車点検基準に基づく定期点検整備については、定期点検整備記録

4　車両の受渡及び保管

(1)　車両の受渡場所は、乙の指定場所とする。(埼玉県庁半径10km圏内)
(2)　車検等整備の依頼を受けた車両の保管について、乙は善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

5　支払

検査合格後、適法な請求書を受領した日から30日以内に乙へ支払う。

6　保証

乙は、引渡し後6ヶ月以内又は引渡し後の走行距離が5,000kmに達するまでのいずれか早い方の期間内に、車検等整備に起因する不具合が生じた場合は、無償修理に応じること。

7　その他

(1)　本仕様書にかかる車検等整備について疑義が生じた場合は、甲と乙で協議の上、決定するものとする。
(2)　交換した部品は、適法に処分すること。

別表

1－1　整備車両(車検)

登録番号	車種(車台番号)	初度登録	車検満了日	種別	備考
大宮400ね2299	ﾆｯｻﾝ ADバン (VY12-135473)	H24.12.20	R8.12.19	小型貨物	ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ 交換3L
大宮400ね2300	ﾆｯｻﾝ ADバン (VY12-135442)	H24.12.20	R8.12.19	小型貨物	ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ 交換3L
大宮400に7468	ﾆｯｻﾝ ADバン (VY12-063459)	H21.12.24	R8.12.23	小型貨物	ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ 交換3L

1－2　点検項目表

点　検　項　目			
1	かじ取り装置	6	電気装置
2	制動装置	7	原動機
3	走行装置	8	ばい煙、悪臭のあるガス、 有害なガス等の発散防止装置
4	緩衝装置	9	附属装置等
5	動力伝達装置		

※　各点検項目の詳細は、定期点検整備記録簿に記載のとおり。

1－3　指定する消耗品の交換部品

(1)　エンジンオイル
(2)　オイルエレメント
(3)　ブレーキオイル
(4)　クーラント

別表

２－１　整備車両(12ヶ月点検)

登録番号	車種	種別用途	備考
大宮302む805	ｽｽﾞｷ ｴｽｸｰﾄﾞ	普 通 乗 用 緊急自動車	ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ 3.3L
大宮400ほ721	ﾄﾖﾀ ﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ	小 型 貨 物	ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ 3.7L

２－２　指定する消耗品の交換部品

- エンジンオイル
- オイルエレメント
- クーラント

別紙－2

見　積　書

令和　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局埼玉県情報通信部長　殿

住　　所

会 社 名

代表者名

連 絡 先

担当者名

担当者連絡先

件　名　　自動車車検整備等2

金	億	千	百	十	万	千	百	十	円

（消費税及び地方消費税を除く）

内　訳

品　名	数量	金　額
自動車車検整備等2	1式	
自賠責保険料	1式	¥41,130-
自動車重量税	1式	¥24,600-

電子くじ番号

記載例

別紙－2

見　積　書

令和　　年　　月　　日

作成日を記載

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局埼玉県情報通信部長　殿

住　　所　　〇〇県〇〇市〇〇

会 社 名　　〇〇株式会社

代表者名　　代表取締役　〇〇　〇〇

連 絡 先　　△△△－△△△－△△△△

担当者名　　〇〇　〇〇

担当者連絡先　△△△－△△△－△△△△

金額の頭に¥マークを入れる

件　名　　自動車車検整備等2

金	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇

下記内訳の合計額を記載

（消費税及び地方消費税を除く）

内　訳

品　名	数量	金　額
自動車車検整備等2	1式	¥〇〇〇,〇〇〇-
自賠責保険料	1式	¥41,130-
自動車重量税	1式	¥24,600-

電子くじ番号